

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

訓 令 甲

○職員給与に関する条例第二十三条の二第五号の規定による知事が認め
たものを定める規程の一部を改正する訓令

(人事課)

ページ

教育委員会

○県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

○職員給与に関する条例第二十三条の二第五号の規定による宮城県教育
委員会が認めたものを定める規程の一部を改正する訓令

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第十七号

職員給与に関する条例第二十三条の二第五号の規定による知事が認めたものを定める規程の一部
を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員給与に関する条例第二十三条の二第五号の規定による知事が認めたものを定める規程の
一部を改正する訓令

職員給与に関する条例第二十三条の二第五号の規定による知事が認めたものを定める規程(平成
二十二年宮城県訓令甲第二十号)の一部を次のように改正する。

第一項第八号中「財団法人宮城県教育会館(一)」を「一般財団法人宮城県教育会館(一)」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年十二月二十日から施行する。

教育委員会

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月二十日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第十四号

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

県立特別支援学校学則(昭和四十三年宮城県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。
別表第一宮城県立光明支援学校の項の次に次のように加える。

宮城県立小松島支援学校 知的障害者に対する教育

別表第二宮城県立光明支援学校の項の次に次のように加える。

宮城県立小松島支援学校

別表第三第二宮城県立光明支援学校の項の次に次のように加える。

宮城県立小松島支援学校

普通科

三年

三五

三〇

三〇

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第四号

職員給与に関する条例第二十三条の二第五号の規定による宮城県教育委員会が認めたものを定め
る規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

職員給与に関する条例第二十三条の二第五号の規定による宮城県教育委員会が認めたものを
定める規程の一部を改正する訓令

職員給与に関する条例第二十三条の二第五号の規定による宮城県教育委員会が認めたものを定め

る規程（平成二十二年宮城県教育委員会訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

第二項第八号中「財団法人宮城県教育会館（）」を「一般財団法人宮城県教育会館（）」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年十二月二十日から施行する。